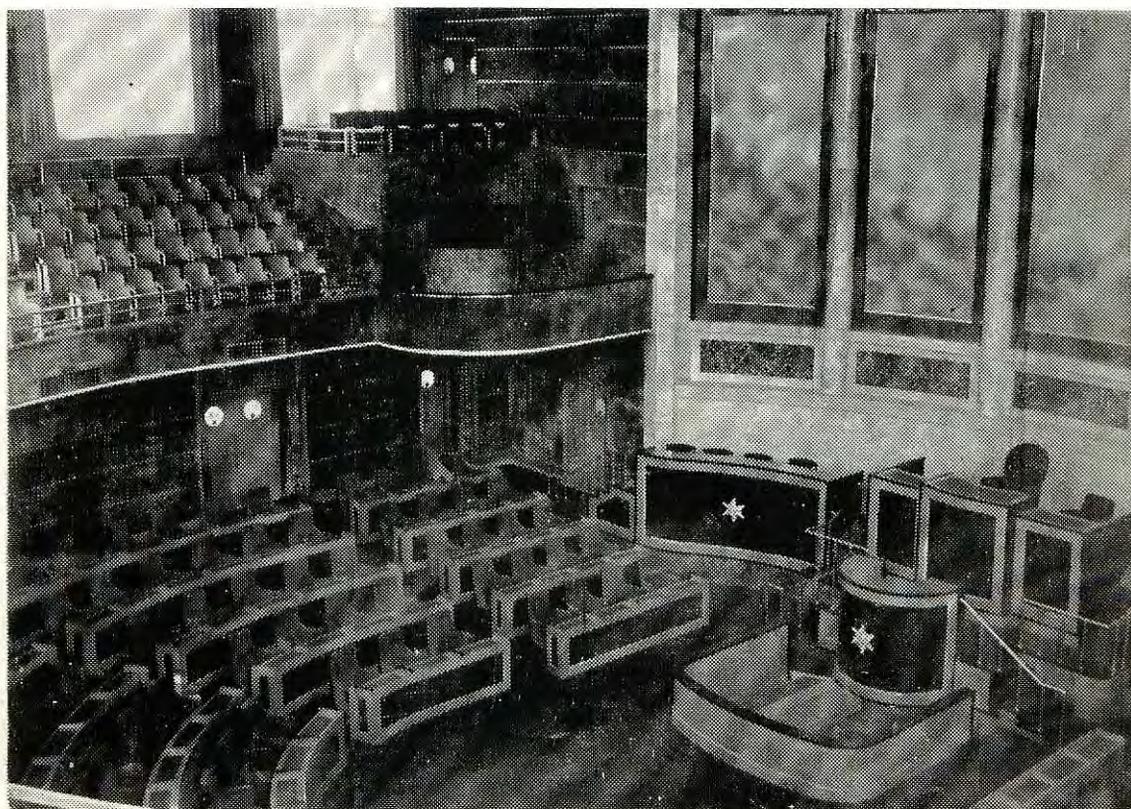


# 北海道議會時報

第三卷 第三號

昭和二十六年三月



# 目 次

	道會開設五十年及び議事堂落成記念式典	
◎	第一回定例道議會	六
	△提出案件	
	△議事の経過	
	△各派交渉會	
	△昭和二十六年年度豫算知事説明	
◎	特別委員會	九
	△考查特別委員會	
◎	常任委員會	三
	△總務	
◎	會	三
	△議會總合開發審議會總會	
	△議會總合開發審議會	
	△全國議長會幹事・地方行政調査會役員合同會議	
	△八大都道府縣議長會議	
	△東北ブロック議會議長會及び同事務局局長會議	
◎	資	四
	△道總合開發計畫に對する北海道議會開發審議會の意見纏る	
	△道議會議員選舉區別新定數調	
	△公職選舉法改正法案をめぐる動き	

・表紙寫眞説明・  
 傍聽席から見た新議場  
 ・議長席の兩側は書記席  
 ・速記者の兩側は理事者席

## 道會開設五十年及び議事堂落成記念式典

道會開設五十年及び議事堂落成記念式典は、二月二十三日新装なつた新議事堂において盛大に舉行された。この日配電の故障で定刻より一時間遅れ、午前十一時十五分開式、先ず建築部長より新議事堂の工事経過について報告があつて、坂東議長及び田中知事より、式辭が述べられ、ついで永年在職者の表彰及び工事請負關係者に對し感謝狀及び記念品を贈呈、道民事務部長その他の來賓祝辭があり、被彰者代表北林屹郎議員の謝辭があつて閉式、午後は舊議事堂において祝賀會が開かれたが當日は併せて新議事堂廻廊に於て議會資料展示會を催した。

## 式辭

北海道議會議長 坂東秀太郎

本日こゝに新装なれる新議事堂において道會開設五十年及び議事堂一部落成記念式を舉行し、兼ねて道會議員及び道會職員の永年在職者に對し表彰を行い得ますことは私の最も光榮とし、衷心より欣快に堪えないところであります。

顧りみまするに明治初年、本道の開拓が國策として大きく取上げられて以來、その開發に、その行政に民意を反映せしむべしとする道民の要望は、夙に明治憲法制定と時を同じうし道會開設の政治運動として發足し、爾來十年我々の先覺が血のにちむ努力の結果、明治三十四年北海道會法及び北海道地方費法が關係法令とともに制定公布され、本道自治の基礎を定むるに至つて茲に五十年、即ち二十世紀の第一年目に孤々の聲を擧げた道會は、春風秋雨正に半世紀の歴史をもつに至つたのであります。

この間におきまして道會は道民輿論の代表として、特に本道拓殖事業に全力を傾かし、又民意の伸張と道民福祉の増進にその推進力となつて参りましたことは疑うことのできない事實でありまして、洵に道會五十年の歩みは本道開發の光輝ある歴史であり亦政治史であると存じます。しかうして又道民の幸福を念じつゝ、汝我奮闘された幾多先輩議員のあるものは既に故人となられ、又あるものはなおかくしやくとして悠々自適されておりますが、時には私財をなげうち、中には全財産を蕩盡されて道政のために盡力されたのであります。その崇高なる公僕精神に對しましては只々感激に堪えません。

本日永年在職の故を以つて表彰せられまする方々は、一身を道政に捧げその發展に貢獻せられたのであります。多年に亘るその御勞苦に對しまして衷心敬意を表するものであります。

今や終戦に伴う眞の民主政治への覺醒は、新憲法及び地方自治法の施行により、地方自治制度においても一大變革を遂げ、新生道議會の權能も益々強化擴充され道の最高意思機關として他の各種機關の刷新、機能の充實と相俟つてその調整と調和との間に本道自治の完成が圖られんとし、道議會の荷負う使命は誠に重大と相成つたのであります。

此の秋に當り、多年の懸案でありました議事堂新築工事の一部が落成し、各位の面前にその偉容をたたえるに至りましたことは洵に意義深いものがあると存する次第であります。

尙又これが建築工事は設計監督に當つた道建築部當局及び請負業者たる木田建業株式會社等の非常なる御努力によりまして工事中途において朝鮮動亂の影響等による資材面等の豫期せざる困難をおして、茲に大體落成を見るにいたつたのであります。その御勞苦に對しまして深甚なる感謝の意を表するものであります。

我々道議會議員は正に講和條約の成らんとするの機運に際會し、且つ制度の一大變革に當つて愈々民主政治の眞髓に徹しその荷負う重大使命を自覺し四百三十萬道民の代表としてその信託に應え道政の發展と道民福祉の向上に將又、本道綜合開發計畫の樹立實行の推進に當らんとする不返轉の決意を新にするものであります。

本日この記念すべき式典に當り、遠路遙々御參列を賜りました總司令部關係の諸官を始め、前長官、前議員その他多數來賓の各位に對し謹んで感謝の意を表するものであります。未だ余寒甚だ厳しい折柄一層御健康に留意せられ、今後益々本道開發の進展に御協力御盡力下さいませう切に願ひしてやみません。

洵に粗辭ではありますがこれを以つて式辭に代える次第であります。

こゝに北海道會開設五十年記念式ならびに議事堂落成を行われるにあたり一言所懐を申述べることは私の最も光榮とするところであります。本道にはじめて北海道會法が布れ、道民多年の要望であつた自治制への第一歩を踏み出したのは明治三十四年三月であつて丁度今から五十年前のことであります。

その當時に於ける本道の人口は僅かに百萬に満たず、したがつて議員數も三十五名を數えるに過ぎなかつたのであります。

然るにその後官民一致の努力によつて開發日に進み、時に多少の滯滞はありましたが今や人口四百三十萬を數え、これに伴つて議員數も八十余名を數えるに至りましたことは著しい道勢の進展を實證するものでありまして各位とともに深く欣びとするところでありますと同時にこの輝かしい發展のかけに秘められた幾多先人の血のにじむような勞苦と努力とに思いを致すとき感謝感激を禁じ得ないのであります。

本日名譽の表彰を受けられる北林屹郎君はじめ、三十五氏の各位は長きは三十六年余短きも十年以上道會に議席を占め、或は事務に携わり本道進展のために盡瘁せられた方々であり、その功勞まことに偉大なるものがあるのであります。

また本日目出度く落成式を行われまます新議事堂は、一昨年九月道議會滿場一致の協賛を得て昨年春着工され、今日落成の式を擧げる運びとなつたのであります、あらゆる科學の粹をとり、規模においてまた實質に於て全國に誇るに足るものであつて、名實ともに大北海道の民主議會の議場として相應しいものであることを確信するものであります。

この工事は諸般の惡條件下にも拘らず各位の犠牲的奉仕の精神と全道民の絶大なる御協力とによつて竣工を見たもので、今この偉容四隣を壓する新殿堂に記念の榮典を執り行ふことは、私の限りなき感激であり、各位の御努力御協力に對しては唯々感激あるのみであります。

今や北海道は日本再建のホープとして内外の脚光を浴びるに至り、特に講和問題の漸く具體化するにつれて本道の將來はいよいよ多望多幸を加ふるに至り、本道の使命は更に重きを加え、道民われらの責務また一層大なるものあるを痛感するものであります。

私はこの歴史的盛典にあたり、受彰の譽れを荷われた三十五氏に心からのお慶びを申し上げ、なお今後の御協力をお願いするとともにこの新議事堂が單に外形的偉容を誇るに止まらず、本道の將來と全道民の幸福のための最も好ましくしかも權威ある議政の新殿堂となるよう各位の一層の御精進と御協力をお願いしてやまないものであります。

甚だ粗辭ではありますませんがこれを以て本日の式辭と致します。

祝 辭

北海道地方民事部部長  
歩兵 大 佐

ジョン スワイター

御來場の皆様

北海道議會設立第五十周年記念並に北海道議會議事堂の竣工に當り衷心より祝意を表明致します。

又、北海道全體に見られました昭和二十五年に於ける立派な業績に對し御同慶の意を表し度いと思ひます。

本年三月を以つて私は日本に於ける二年間の任務を完了致すことになりす。此の短い間に私は北海道の住民が心身共に向上してきまされたことをつぶさに見て参りました。又農業商工業の生産が増大し、社會事業、教育が進歩し、鑛業に於ては生産活動及び生産狀況が改善され、建築建設が急速に進むのを見て参りました。行政上にも改革が行われ、立派な企畫が五ヶ年計畫によつて具體的に示されました。北海道民事部長の資格に於て私は道民によつて爲された成果に對し、幾多の感謝狀が與えられたのを存じて居ります。

北海道の共產主義者の取扱は私の立場からは満足すべきものでありました。共產主義者は愛國的な日本國民にもなれなければ、又立派な道民になることもできないことを北海道民が認識していることは明白であります。

私は皆さんが講和條約の早期締結に希望を抱いて居ることはよく承知して居ります。現在では此の條約がどの様な形をとるかが知られて居るだけであります。私が道民に對して御注意申し上げたいことは、あらゆる制約が完全に解かれることを期待しない様にとりかゝることでありす。もしもすべてのものが直ちに解放されるならば、混亂や無秩序が起きるであらうことは當然豫想されます。もし此の様なきことが起きるならば日本は國際舞台に於て勢力を獲得するかわりにかえつてその地歩を失うに到るでありましよう。

茲に再び設立記念日と議事堂の竣工をお祝い申し上げると共に、皆様が北海道に於ける諸業績の高い水準を保持するであることを確信致します。

道會開設五十年記念表彰者

(議員の部)

在職年數

備

考

北林 屹郎	三十六年六月		
坂東 秀太郎	三〇年六月	議長在職十一年三月	
村田 不二三	二十八年七月	議長在職七年	副議長在職七月
河合 才一郎	二十二年九月		
田中 信夫	二十二年六月		
秋山 常吉	一七年〇月	議長在職四年	

副議長在職六年八月

井川 伊平	一八年六月		
横山 準治	一八年六月		
山田 清壹	一六年三月		
出町 初太郎	一六年〇月		
西岡 斌	一四年九月		
反橋 信一	一四年九月		
菊地 三之助	一四年七月		
渡邊 照平	一四年六月		
松本 六太郎	一三年八月		
小川原 政信	一三年八月		

高橋	日出男	一三年二月
松實	喜代太	一二年九月
三井	德寶	一二年〇月
小保方	卯市	一二年〇月
山本	與七郎	一二年〇月
平田	助市	一一年三月
川口	常作	一〇年九月
高野	源藏	一〇年九月
戸津	高知	一〇年九月
鳥井	小次郎	一〇年九月
前野	與三吉	一〇年九月

副議長在職四年

展示會出品一覽

- 一、圖表及び寫眞
- 1 道會年表及び正副議長寫眞(將來の建築計畫)
  - 2 道議會機構の變遷
  - 3 道議會における政黨分野の變遷
  - 4 國會及び道議會における政黨分野變遷の比較
  - 5 議會の權限
  - 6 議會の運営
  - 7 陳情と請願
  - 8 住民の權利
  - 9 道議會議員選舉區別一覽
  - 10 道行政機構變遷圖
  - 11 支廳及び市町村制度の變遷圖
  - 12 道機構一覽
  - 13 道費歳入歳出豫算現計

山田	正元	一〇年九月
大東	勝市	一〇年七月
吉野	恒三郎	一〇年七月
山田	利忠	一〇年六月
蒔田	余吉	一〇年六月
(職員の部)		
氏名	在職年數	備考
清水	健三	二十一年一月 書記長在職四年
高木	増平	一三年三月 書記長在職七年
小山内	巽	一六年二月 速記者
14	道費豫算及び歳入歳出決算	
15	人口並に稅收入及び一戸一人當り擔稅推移	
16	開發費と道費との對比	
17	道負債狀況	
18	人口の推移	
19	農耕地畧年比較	
20	耕地分布圖	
21	開拓事業入殖進度狀況	
22	主要産物生産高年次別比較	
23	交通現勢圖(1鐵道)	
24	交通現勢圖(2道路)	
25	道内各種文化團體	
26	輸出入貨物	
27	銀行豫金及び貸出金調	
28	議事速記録のできるまで	

29 議事堂及び事務局(將來の建築計畫)平面圖(各階五葉)

30 展開圖議事堂及び附屬建物(將來の建築計畫)

31 世界の議事堂關係寫眞

(イ) 國會議事堂(三葉)

(ロ) 愛知縣

(ハ) 東京郡 (二葉)

(ニ) スイス (二葉)

(ホ) フランス (二葉)

(ヘ) イギリス (二葉)

### 第一回定例道議會

昭和二十六年初の、第一回定例道議會は二月二十四日開會せられた。今回は昭和二十六年度當初豫算及びその他の重要議案についての審議が行はれるのであるが、今次當初豫算は専ら行政運営上の基礎的經常費のみを計上するにとどめ、所謂骨格豫算として編成されたもので、普通會計九十八億五千二百四萬圓、特別會計十九億四千七百四十六萬圓、總額百十七億九千九百五十一萬圓である。しかして議會はこの豫算をはじめその他の重要案件を如何なるかたちにおいて決定するかが、多いに注目せられているのであるが、ともあれ議案調査のため三月三日まで休會することとなつた。なお今回提出せられた案件並びにその経過は次の通りである。

#### ▲知事から提出された議案

- 議案第一 號 昭和二十六年度北海道費歳入歳出豫算
- 同 第二 號 昭和二十六年度北海道恩給基金歳入歳出豫算
- 同 第三 號 昭和二十六年度北海道學校職員恩給金歳入歳出豫算
- 同 第四 號 昭和二十六年度北海道農産物検査費歳入歳出豫算
- 同 第五 號 昭和二十六年度北海道水産物検査費歳入歳出豫算

(ロ) アメリカミネソタ州(二葉)

32 工事請負種別名簿

二、記録

速記録

會議錄

參事會決議書

建議案原本

決算書

請願・陳情

- 同 第六 號 昭和二十六年度北海道林産物検査費歳入歳出豫算
- 同 第七 號 昭和二十六年度北海道酪農検査費歳入歳出豫算
- 同 第八 號 昭和二十六年度北海道模範林費歳入歳出豫算
- 同 第九 號 昭和二十六年度北海道公有林費歳入歳出豫算
- 同 第十 號 昭和二十六年度北海道轉貸資金歳入歳出豫算
- 同 第十一 號 昭和二十六年度北海道民有未墾地開發費歳入歳出豫算
- 同 第十二 號 昭和二十六年度北海道醫科大學費歳入歳出豫算
- 同 第十三 號 昭和二十六年度北海道病院費歳入歳出豫算
- 同 第十四 號 昭和二十六年度北海道地方競馬費歳入歳出豫算
- 同 第十五 號 昭和二十六年度北海道營目轉車競技費歳入歳出豫算
- 同 第十六 號 昭和二十六年度北海道電氣事業費歳入歳出豫算
- 同 第十七 號 昭和二十六年度北海道起債に關する件
- 同 第十八 號 第三百五十三回北海道起債に關する件
- 同 第十九 號 第三百五十四回北海道起債に關する件
- 同 第二十 號 一時借入金の件
- 同 第二十一 號 一時借入金の件
- 同 第二十二 號 特物會計の名稱變更に關する件
- 同 第二十三 號 特別會計の廢止に關する件
- 同 第二十四 號 北海道職員定數條例の一部を改正する條例設定の件



次當初豫算は専ら行政運営上の基礎的經常費のみを計上するとどめ所謂骨格豫算としてこれを編成致した次第でありますので、先ずどうか此の點特に御諒承を願いたいと存するのであります。

以上の趣旨により編成いたしました昭和二十六年年度豫算の總額は

普通會計	九十八億五千二百四萬圓
特別會計	十九億四千七百四十六萬圓
合計	百十七億九千九百五十一萬圓

となるのであります。

以下普通會計の歳出の主なものから順次御説明申し上げます。

先づ第一は教育費に關する事項についてであります。北海道教育委員會より送付を受けました歳入歳出の見積につきましては、財政面より慎重な検討を加え、また一面同委員會とも充分協議をつくしてこれが豫算を計上いたしました。が、たゞ教育費豫算については新學期との關連もあり全面的に骨格豫算の方針をとらなかつたことを御諒承頂きたいと存する次第であります。その結果豫算の總額は、五十四億九千二百八十萬圓となり、これは豫算總額の約、五六%に相當するのであります。いまこれを前年度における教育費豫算、四十億三千百十萬圓に較べると、十四億六千七百七十萬圓の増加となるのであります。がその主な事由といたしましては、本年一月から實施をみた給與ベースの改訂に伴う經費の増加並びに生徒児童の自然増などによつて教職員を小學校において、四百六十八名、また高等學校において三百名、定時制高等學校において四百三十六名、盲ろう學校において五名、をそれぞれ増員したのによる職員費の増嵩であります。

次に小學校費において、二十四億七千八百八十一萬圓を、また中學校において、十五億四千七百三萬圓をそれぞれ計上いたしましたのであります。これは小學校教職員一萬八千四十六名、中學校教職員一萬百三十名に係る人件費であります。

次に高等學校費につきましては生徒の募集學級を二十一學級増加して、本道の綜合開發に併行するため綜合制を擴充すると共に實業科を増設して

職業教育の強化を圖り、また男女共學その他に要する施設の整備を行うに要する經費を計上いたしましたのであります。これを更に申し上げますと

學級増加に要する經常費	三百四十五萬圓
綜合制擴充に伴う經費	十七校分 千六百三十三萬圓
實業課程増設に伴う經費	十二校分 九百萬圓
男女共學施設の整備並びに一般内部設備費	千四百萬圓
校舍及び寄宿舎の修繕工事費	千 萬圓
實習費	千九百十萬圓
圖書整備及び防火設備費	七百八十七萬圓

となるのであります。なおこの外に學校の分布配置を適正にするため、斜里外二校の町村立高等學校を道立に移管し、なお市立旭川七條外一校の生徒を道立高等學校に吸収することとし、この經費二千三百三十一萬圓を見込みました結果これに經常費を合せますと總額七億七千四百四十三萬圓となるのであります。

次に定時制高等學校費につきましてはこの教育が勤勞青年のための重要な教育施設であるのに積々本年度において三十校を増設するための經費千五百十五萬圓を計上いたしますと共に學校經營を適正にするため道立學校に附設されている市町村經營の夜間課程の岩見澤外六校を道立に移管するに伴う經費七百五十三萬圓を見込み更に

圖書整備費	百二十七萬圓
電燈設備並びに實習費	百二十六萬圓
經常費を合せ總額	二億五千七百五十六萬圓を見込んだ次第であります。
以上の外	
盲ろう學校十四校に係る經常費並びに生徒就學手當	四千四百二十七萬圓
通信教育費	百二十萬圓
教員の養成及びその資質の向上のため教育講習並びに研究會費	二百十六萬圓

教員養成費 二百八十二萬圓  
教職員檢定試驗費 百六十五萬圓

また、教育内容の刷新充實を圖るため

職業教育振興 百五十一萬圓  
教育調査費 二百二十五萬圓  
教育指導費 三百七十一萬圓  
教育獎勵費 百五十六萬圓  
教育研究所費 三百九十五萬圓  
カリキュラム編成費 百二十二萬圓

計上いたしました外教職員の厚生施設として

既設の教職員會館七カ所の維持費 四百四十七萬圓  
教職員共済組合給與金 一億六千五百五十五萬圓

をそれ／＼見込んだ次第であります。  
次は社會教育についてであります。現下の世相に鑑みますとき、社會教育の強化徹底を圖りますことは、いよ／＼緊要事とするところであります。

社會教育委員會費 百一十一萬圓  
社會教育指導費 百八十五萬圓  
成人並に青少年教育費 三百五十五萬圓  
社會教育施設費 百三十四萬圓  
文化振興並に文化財保護費 百九十八萬圓  
視聽覺教育費 五百三十五萬圓  
圖書館運管費 三百八十六萬圓  
教育研修所費 百二十九萬圓  
保健體育指導費 百四萬圓  
學校體育並に社會體育振興費 三百八十六萬圓  
學校體育並に社會體育講習費 二百四十五萬圓

レクリエーション振興費 八十三萬圓

學校保健費 六百二十萬圓

學校保健講習費 百十九萬圓

學校給食費並に同貸付金 二千七十一萬圓

養護教諭の養成並に中學校體育科教員の養成費 四百萬圓

教育保養所費 二千八百二十八萬圓

をそれ／＼見込んだ次第であります。

次は社會及び労働施設費に關する事項についてであります。社會狀況の推移に即應して生活困窮者に對する保護に萬全を期しますため、生活保護費、一億六千五百四十萬圓並に保護對策費三百九十七萬圓を計上いたします。授産場に對する運轉資金、千五百萬圓を見込みましてその本來の機能の發揮により授産上遺憾のないようにしようとするものであります。

また、現在本道において約二萬人と推定せられる盲、ろう啞、肢體不自由等の身體障害者の保護に萬全を期しますため身體障害者福祉費、千四百三十八萬圓を計上しました。

更に引揚者の援護につきましては、その收容者の保健衛生對策と致しまして引揚者收容所衛生室の經費、七十五萬圓を計上いたしますと共に、更生資金貸付事業費、八百十五萬圓を見込んだ次第であります。

次に兒童福祉に關する事項につきましては最近における少年の不良化乃至は少年犯罪増加の趨勢等に對應して兒童の保護並びにその保護等に萬全を期しますため

兒童福祉費 四千二百二十五萬圓  
教護院、兒童相談所、乳兒院、精神薄弱兒施設等の經費 二千五百十七萬圓

を計上いたしますと共に保健體育に關する事項といたしましては

また

母子衛生費

三百六十萬圓

保母養成費

百八十五萬圓

母子家庭職業技能修得費

二百五十八萬圓

計上いたしました次第であります。

次は國民健康保險事業の振興に關する事項であります。國民健康保險事業の運営は收支の均衡を保つことが根本的の要件でありますので、その方策として保險者事務費及び保險指導醫設置費補助等を内容とする國民健康保險振興費、四千三百十八萬圓を計上いたしました。

更に消防の事項であります。火災による災害は終戦後増加の一途を辿つておりまして、本道における昨年の状況をみましても發生件數千三百八十七回、建物千七百三十二棟五萬四千八百二十三坪、山林一萬八千十三町歩を焼失し、この損害十一億八千三百三十八萬圓の巨額に達しているのであります。従いましてこれが防止軽減のため豫防消防の徹底を圖ると共に消防士の教養訓練に努め、また災害を最少限に防止するため、消防力をいよ／＼強化することが肝要でありますので

消防學校費

四百六十四萬圓

消防振興費

二百八十六萬圓

計上いたしました次第であります。

以上の外

傷痍者收容施設費

百七十七萬圓

道立養老院費

二百五十四萬圓

災害救助費

二百三十一萬圓

世話諸費

千八百十二萬圓

見込みますと共に、社會事業従業者は、高度の技術と専門化が必須の事項でありますので社會福祉事業職員指導費、二百三萬圓並びに臨時監査指導費二百三十二萬圓を計上いたしました。よ／＼社會福祉事業の完璧を期せうとするものであります。

次は一般勞働行政に關する事項についてであります。

勞働行政の基本方針として一貫して採られた措置は、健全な勞働關係の育成助長でありまして、特に幾多の資源を藏し開發の途上にある本道において勞働組合が積極的な勞使關係の確立を圖り、勞使對等の立場において經濟再建の擔い手として活躍すると共に民主主義發展の素地となるためには健全な勞資協力態勢の確立を圖ることが最も緊要なものであります。

仍て、本豫算に於ては

勞働組合の民主的發展の育成助長並びに

二百三十九萬圓

指導に要する經費として

二百三十九萬圓

勞働紛争議の實體を迅速に把握し、早期解決を圖るため

勞働組合並びに使用者の實體調査等に要する經費として

三百五十二萬圓

勤勞者の文化向上と、勞働教育の中核として設置せられ

ている札幌勞働會館並びに勤勞者の保養及び慰安施設と

して設置せられている登別勞働者保養所の維持費として

三百四十九萬圓

勞働科學研究所の調査研究費等に要する經費として

五百九十六萬圓

勞政事務所費として

四百五十四萬圓

をそれ／＼計上してこれが圓滑な運営を圖ろうとするものであります。

次は勞働教育に關する事項についてであります。

勞働者の教養と良識を昂め自らの正常な判斷に基いて行動する自主的、

民主的勞働組合の育成を圖ることは、今後における勞働教育の重要な課題

であります。仍つて本年度においては勞働教育の基礎を充實してその體系

を確定すると共に勞働者の自主的教育運動を促進し、一面レクリエーショ

ンを加味した明朗な教育を實施することを基本方針として

職場を巡回して勞働講座を開設するための經費

百二十萬圓

百二十萬圓

映畫を中心とする視聽覺教育費

二百九十一萬圓

勞働祭の一部である體育大會の經費として

八十萬圓を

また

通信勞働教育講座開設費

百三十二萬圓

「北海勞働」刊行費

百二十萬圓

勞働者教育大會費

百五十萬圓

その他勞働教育法費

三百二十七萬圓

を計上いたしましたのであります。

次は失業対策並びに一般職業行政に關する事項についてであります。朝鮮動亂による特需關係で國內の一部におきましては若干雇用増加の傾向をみたのであります。が本道におきましては、その影響が少く、ために失業情勢は必ずしも今後樂觀を許さないのであります。本年度におきましても前年度に引きつゞき本道の特殊事情を勘案し併せて國の計畫に即應しつゝ所要の經費を計上し、失業者の救済と社會不安の防止に萬全を期そうとするものであります。先ずその應急対策費としましては、失業対策事業費三千五百萬圓を計上し、これによつて差當り第一・四半期中に延十萬一千二百五十名の失業者を吸収しようとするものであります。

また、失業対策本部運営費三百二十一萬圓を計上して前年に引きつゞき失業情勢に對處する綜合的企畫運営並びに情報蒐集等に當ると共に地方との連絡提携に遺憾のないようにしようとするものであります。

更に恒久的の對策といたしましては、前年度に引き續き職業補導所費、二千三百十萬圓をもちまして補導專業の効果を擧げますと共に求人開拓費、雇用狀態調査費、移動勞務者需給調整費として、百五十九萬圓を計上して雇用量の増加並びに雇用趨勢と失業の實態把握に當る考であります。

以上の外

日雇勞務處理委員會費

百六十九萬圓

日雇勞務者集合所費

二百一萬圓

共同作業運轉資金貸付金並びに内職斡旋相談所費

千五百七十萬圓を

見込みまして日雇勞働者の福利厚生を増進と婦人失業者、未亡人等に家内工業的適職を與えるの外、共同作業施設の育成指導等により現下の諸情勢に即應してこれが完璧を期そうとするものであります。

次は住宅に關する經費についてであります。本道の特殊事情よりする住宅改善研究費並びに住宅金融斡旋及び資材斡旋等の經費二百四十四萬圓を計上いたしますと共に建築基準法施行費

建築土指導費

百五十六萬圓を

見込むことにいたしましたのであります。

次は保健衛生費に關する事項についてであります。道民の保健衛生の諸対策といたしましては各種傳染病の豫防、結核撲滅五カ年計畫の推進、性病のまん延防止等の豫防面と、道民の日常生活に直ちに影響を及ぼす多面的な公衆衛生の向上を目的とした諸般の指導取締並びに僻すう地區における醫療の普及醫療機關の整備等衛生水準の向上と生活改善の綜合的施策とを併せて實施いたしますことが肝要なのであります。この觀點から今回衛生行政の基本的經費として總額四億一千百六十二萬圓を計上いたしましたのであります。その主なものは

保健所並びに同支所の運営に要する經費として

保 健 所 費

三千七百九十九萬圓

法定傳染病及び届出傳染病の保菌者檢索、豫防接種の完全實施、その他まん性傳染病豫防の經費として

傳染病豫防費

四千五百十六萬圓

性病の早期發見、完全治療、道立性病々院の運営に要する經費として

性病豫防費

二千六百三十九萬圓

を見込み、また結核豫防については、未感染者對策としての豫防接種費感染者對策としての集團檢診に要する經費並びに既設結核療養所の運営に要する經費等を併せ

結核豫防費

八千八百七十九萬圓

を計上いたしました。

次に日常の健康保持に直接影響を及ぼす環境衛生諸般の指導取締に要する経費については、そ族昆虫駆除及び狂犬病豫防に要する経費を含め

環境衛生諸費

五千八十四萬圓を

また、公衆衛生思想の普及並びに衛生技術者再教育に要する経費として

公衆衛生普及指導費

五百十二萬圓

優生保護並びに精神病対策に要する優生保護諸費

千四百八十四萬圓

栄養改善その他一般保健指導の経費として保健指導諸費

千二百六十八萬圓

衛生研究所、食糧栄養研究所運営等に要する衛生科学研究費

千二百二萬圓

既設の無醫村診療所三十カ所の運営に要する経費

千八百三十三萬圓

醫療法、保健婦、助産婦、看護婦法の施行並びにこれ

らの業務指導及び醫師たる職員に對する醫學研究手當

に要する経費として醫務諸費

藥事衛生の振興を目的とした優良醫藥品の生産助長の

ための醫藥品指導研究工場費、藥用植物研究費及び不

良醫藥品等の指導取締並びに防疫藥劑の配給費等を含め

藥事諸費

七千六百九十萬圓

を計上いたしましたして保健衛生の基本対策に萬全を期せうとするものであります。

次は産業經濟費についてであります。

農村經濟の安定は先づ農業生産力の増強を圖る事が第一の要件でありますので優良種苗の普及を圖り増産に寄與するため前年に引續き水稻、麥類等十三品目、總面積七十三町歩の直營原種農場の經營費七百九十四萬圓を

食糧増産興農活動費

百八十萬圓

水稻、馬鈴薯等主要食糧増産獎勵費

二百三十八萬圓

作物病害虫防除費

百六十八萬圓

作物多收穫共進共勵會費

二百九萬圓

指定生産資材需給調整費

百八十萬圓

を又農業技術の改良普及及び農家生活改善向上を圖りますため

農業改良普及員及び生活改良普及員の活動費

一千六百七十三萬圓

を計上いたしました。

次に家畜衛生についてであります。家畜傳染病の豫防及び檢診の措置を講じますため

馬の流行性腦炎豫防費

八百三十八萬圓

同傳染性貧血病檢診費

八百九十七萬圓

同バラチフス豫防費

六百四十九萬圓

牛の結核病檢診費

二百二十八萬圓

移出家畜檢診費

二百六十一萬圓

豚コレラ豫防費

二百三十五萬圓

ひな白痢檢診費

百三十八萬圓

その他を合せ三千四百七十九萬圓を計上し、家畜資源の保護に遺憾なきを期しますと共に

飼料並びに牧野對策費として

二百九十萬圓

家畜管理利用指導家畜人工授精所及び保健衛生所等の経費

四百八十二萬圓

を見込み、なお

農業試驗場費

五千三十五萬圓

種畜場費

二千七百九十七萬圓

種羊場費

一千五百八萬圓

農業講習所費

六百七十三萬圓

を計上し、試験調査、改良増殖及び農村の中堅層の養成等夫々の機能を充

分發揮させますと共に

昭和二十三年度以來繼續的に施設中の新得種畜場の本年度施設費として 二千五百萬圓

を計上いたしました。

次は主要食糧、食品の需給調整關係についてであります

作況調査及び集荷促進のための経費 千二百二十三萬圓

配給の圓滑を圖るための事務費 六百四十九萬圓

農業調整委員會費 三千二百八十萬圓

飲食營業規整並びに食品需給調整費その他

三百八十九萬圓を

計上いたし需給調整の萬全を期したいと存する次第であります。

次に開拓事業關係についてであります。

卸承知の通り本道の開拓事業も終戦以來既に五カ年を経過し、その間二萬三千戸の自作農家を扶殖し、八萬六千町歩の耕地を造成し着々その實績を擧げておるのであります。今後自立體制確立のための基本的施設の充實強化を圖ることが緊要でありますので、中央に對しこれが實現を強く要請している次第であります。なお本年度の新規入殖者は千七百戸の豫定であります。諸般の計畫遂行のための経費といたしまして、

入殖増反計畫、道外入殖者受入對策及び入殖者選衡に要する経費その他 百九十八萬圓

開拓地における營農指導の強化のため百五十名の營農指導員の活動費並びに農村工業の奨励費等 八百七十一萬圓

開拓地文化厚生施設費 八百十一萬圓

開拓者資金融通法による資金の貸付及び償還に要する

事務費 三百七十二萬圓

を計上し入殖者の受入れを入殖者の營農に遺憾のないようにいたしますと共に、國の委託事務として

未墾地取得、開拓財産の管理、賣渡しなど自作農創設

特別措置法に基く経費

五千八百七十七萬圓

開拓審議會適地調査部會並びに地方審査部會費

四百六十一萬圓

を計上いたし、開拓用地の取得管理の萬全を期したいと存するものであります。

以上の外鋤路及び十勝の拓殖實習場の経費として

六百七十三萬圓

字地番整理費

百七十八萬圓

開拓促進奨励費

百五十萬圓と

見込んでおります。次に農地關係についてありますが、先ず農地改革事業の過去の實績を申上げますと

農地の買収面積

三十三萬町歩

同 賣渡面積

三十二萬五千町歩

更に牧野採草地の買収面積

二十一萬町歩

同 賣渡面積

十四萬九千町歩

でありまして短期間に大きな成果を納めてまいつているのであります。本年度におきましては、牧野三萬三千町歩の買収と七萬三千町歩の賣渡し及び買収洩れ農地の買収賣渡を實施いたすこととなつておりますが、これに附隨する事務費を合せまして 九百十四萬圓

農地調整法に基づく調整事務費

百十六萬圓

農業經營上の勞働の生産性を高るため二十一地區の農

地の交換分合事業を促進するための費用 七百五十八萬圓

以上諸般の事業推進力がある道農地委員會運營費

四百十九萬圓

を計上いたしております。

更にまた農村經濟の安定は農業協同組合の健全なる發展に俟つところが多いのであります。組合運營の自主性を助長し農民の協同意識を昂揚す

ると共に、農業金融に必要な対策を講じ組合経営の合理化を促進せしめることとし

農業協同組合育成指導並びに金融対策費

三百三萬圓

農業協同組合検査費

二百八萬圓

を、農業協同組合の中堅職員、養成のための長期講習及び役員職員の短期講習會の経費を合せまして

二百三十萬圓

を計上いたしました。

次は林政に關する事項についてであります。

本道の森林蓄積は、逐年、量的、質的低下を來しておりますことは御承知のとおりでありましてこれが産業及び民生の安定に深刻な影響を及ぼすことは申すまでもないところであります。従いましてこれが資源の育成と保続については此の際あらゆる手段方法を講ずる必要を痛感するところでありますが、本年度におきましては差當り林業經營の合理化による植伐の均衡、生産力の増強、生産費の低減利用の高率化等を指導するため

林業技術普及員の活動費

百八十五萬圓

民有林施業を監視し植伐の調整を圖り且つ森林生産を保持せしめるための

林業經營指導員の活動費

百四十三萬圓

森林資源確保のため

林野火災警防費

二百四十五萬圓

野鼠防除等の経費

七百三萬圓

造林臨時適置法に基づく造林適地二萬町歩の認定費

百六十萬圓

造林用種苗確保のため

二十六直營苗圃の経費

九百六十萬圓

又森林資源の高度利用化と、これが企業化の試験研究並びにその結果の指導普及機關として發足いたしました林業指導所は昭和二十五年において概ね施設の整備をみましたので、本年度におきましては、本格的な試験を開始いたしますこととなるのであります、これが中間試験工場の運営及び應

用試験費等合せましてを計上いたしました外

九千四百七萬圓

林業振興費

百四十萬圓

林政調査費

百一萬圓

獵政諸費

百一萬圓

道立公園費

二百二十九萬圓

保安林調査費

百六十二萬圓

素材並びに木炭生産指導費

二百四十萬圓

輸出林産物指導費

二百十萬圓

を夫々計上いたしております。

次は商工業費について申し上げます。

先ず中小企業の振興対策についてであります、前年度において北海道信用保證協會と損失補償契約を結び同時に資金源を強化し機能を擴充するため、一億圓を貸付したのであります、現下金融事情のいささかも緩和されていない状況に鑑み、本年度も引續き一億圓を貸付し中小企業の再建に寄與いたしますと共にこれを通じ失業防止に資したいと存する次第であります。

又企業經營の合理化を圖るため企業診断及び企業組織化の指導費

二百六十八萬圓

これに關連し商工協同組合及び商工團體の育成指導費等

百三十萬圓

商工振興対策委員會費

百六十萬圓

工業地帯設定調査及び企業誘致促進費その他

二百三十萬圓

工業技術指導講えん會費及び發明考案獎勵費

百八十萬圓

工業試験場費

四千百六十三萬圓

を、なお工業振興の基礎條件たる電力対策費

本道電力資源確保のため前年に引継ぎ電源開發調査費として  
二百四萬圓

を計上いたしております。

又貿易の振興につきましては

海外事情調査及び斡旋費等

北海道貿易館費

東京貿易事務所費

市場調査及び斡旋費等商業振興のための經費

大阪物産斡旋所費

更に本道地下資源開發のため地下資源調査所における

圖幅、鑛床、砂鑛床、天然ガス等の開發調査に要する經費

鑛業維持再建指導費及び鑛業振興委員會費

を計上いたしました外

觀光宣傳費

電氣ガス火薬類取締費

度量衡器の取締及び檢定費

一千萬圓

五百五十萬圓

二百三十萬圓

二百十六萬圓

二百五萬圓

百三十六萬圓

七百五十萬圓

百五十萬圓

二百四十五萬圓

三百九十六萬圓

六百六十萬圓

これが運営の中樞をなす道連合海區及び四十九海區漁業調整委員會の運  
營費  
内水面漁場管理並びに漁業權補償委員會の經費  
三千五百四十萬圓

なお漁業改革を促進せしめるための事務費

三百八十七萬圓を

計上し本事業の圓滑なる進捗を圖りたいと存するのであります。

又漁場秩序の維持を圖りますため

本州並びに道内漁場入會調整費

取締船北洋、海王、昭洋丸の維持費

漁場測量及び漁業取締費

を見込みました外

漁業金融對策費

水産協同組合指導及び組合役職員講習會費等

魚菜卸賣市場指導監督費

水産物加工處理改善指導費

水産試驗場費

水産孵化場費

水産練習所費

八十萬圓

三百三十萬圓

九百七十四萬圓

百二十萬圓

百二十萬圓

百二十萬圓

三百九十萬圓

百十四萬圓

百六十五萬圓

二千八百二十五萬圓

一千四百二十九萬圓

六百二十三萬圓

二千三百五十萬圓

七百萬圓

を計上いたし水産業の振興に資したい所存であります。

次に土木費についてであります

道路橋梁費において

道路小破修繕費

橋梁小破修繕費

の維持修繕費をみこみました外

渡船場費

道路調査及び道路敷地處分等の經費

百六十九萬圓

百八十萬圓

を河川関係では河川保護施設として

堤防指定修繕費

五百五十萬圓

堤防小破修繕費

二百五十萬圓

堤防敷地保護費

二百萬圓

河川調査費

四百萬圓

河川管理費

五百萬圓

を見込んでおります。

又都市計畫事業といたしましては

都市計畫法を適用される五十二市町村の都市計畫

事業の指導及び都市計畫地方審議會の經費等

二百八十萬圓

公園緑地費

百五十萬圓

繼續費となつております東札幌土地區畫整理事業の本年度

支出額

百九十萬圓

廣告物取締費

百萬圓を

計上いたしております外

適年度分の災害土木復舊事業費といたしまして

一億八千萬圓

同じく災害耕地復舊費

一千百六十八萬圓

を見込み速に災害の復舊を圖りたいと存する次第であります。

以上の外

建設業の許可登録等の經費

百五十萬圓

港灣統計費

二百萬圓

命令航路補助金

百 萬 圓

土木試験所費

二百萬圓

土木機械工作所費

百四十萬圓

を夫々計上いたしました。

次は一般職員員の給與費その他の行政費について申し上げます。

先ず職員員の定數につきましては、今回は増員を行わず療養所等の施設の

設置に伴い新たに必要とする職員員については、既定々員の枠内における配

置轉換により之を充足することとした次第でありまして、道職員費の

豫算の總額は十三億二千四百四十五萬圓となるのであります。

次に普通廳費等につきましては前年度豫算額の約二割を節減することを

目途として、本廳共通費六百六十二萬圓、支廳共通費三千四十五萬圓、

東京事務所費、一千六百八十四萬圓を、それぞれ計上いたしました外

行政調査並びに行政考査費として

又 CIE圖書館運営費

三百五十六萬圓を

道政を周知徹底させる弘報費

一千百七十二萬圓

道職員員の衛生管理並びに教養及び福利厚生諸費

七百六十七萬圓

道職員員共済組合給與金

一千五百一萬圓

道職員員並びに學校教職員員の恩給費繰出金

五千四百五十八萬圓

統計調査費

六千七十七萬圓

廳舎並びに公宅等の維持修繕費

三千七十三萬圓

公 債 費

三千四百八十三萬圓

賣くじ發行經費

一億三千四百九十一萬圓

道税の徴収に要する諸經費

一千二百六十萬圓

綜合開發調査等の北海道綜合開發に關する經費

一億二千六百三十三萬圓

知事及び道議會議員選舉費

一千百六十六萬圓

貯蓄の奨勵並びに市町村の行財政指導に要する經費

五千八百萬圓

連合國要員に對する物資購入資金貸付金

三千三百九十一萬圓

財政委員並びに財政對策事務費

二百萬圓

渉外勞務費

四百四十四萬圓

をそれぞれ計上いたしましたして、これら諸般の行政事務の遂行に萬全を期そ

一千二百三十八萬圓

一千二百三十八萬圓

うとするものであります。

次に歳入について御説明申し上げます。

先ず税収入については各税目に亘り慎重な検討を加え課税標準の完全把握に努めると共に、その増収を企圖し得るものについては極力収入の増加を圖りもつて收支の均衡保持に努めた次第でありまして、この總額は三十三億八千五百二十三萬圓となり、地方配付税を除いた前年度當初豫算に比し五千五百七十七萬圓、前年度既決豫算に比し一億二千六百十四萬圓の減少となつたのであります。

次にこれを税制改正後の既決豫算に比しその増減の主なるものを申し上げますと

第一に普通税は三十三億三千四百十六萬圓で三億二千二百二十一萬圓の増加となつています。この主なるものは

遊興飲食税

一億三千六百十萬圓

礦 硯 税

三百三萬圓

漁業權税

四百十五萬圓

事 業 税

一億四千二百七十二萬圓

家 畜 税

二千五百六十六萬圓

特別所得税

一千四百三十四萬圓

等でありまして遊興飲食税、家畜税の増加は主として税制改正等による税額の伸びに基づくものであり、その他は課税標準の自然増加に因るものであります。

第二に舊法による税は五千三百七十六萬圓でありまして前年度既決豫算に比し、四億四千八百三十六萬圓の減少であります。これは地方税法の改正に伴い廢税となりましたものうち

舊法収入として見込み得るものが減少いたしましたことと一面滞納繰越の減少に基因するものであります。尙自動車税中貨物車については家用、その他に税率を區分することとし又小型四輪車は家用乗用車とその他に區分して負擔の合理化を圖ることとして關係議案と共に提案いた

した次第であります。

次に税外収入といたしましては

國庫支出金

八億一千七百五十一萬圓

地方財政平衡交付金

四十五億三千九百六十萬圓

を計上いたしますと共に賣くじの發賣等による

公營企業及び財産收入

三千四百二十二萬圓

分擔金及び負擔金

百十四萬圓

寄 附 金

四千四百七十五萬圓

特別會計繰入金

一千四百四十三萬圓

道 債

二千五百萬圓

線 越 金

十 萬 圓

診療所收入等の雜收入

六億四百萬圓

を見込み、また便用料及び手数料につきましては、極力増収を企圖いたしました

見込み收支の均衡を得た次第であります。

以上は普通會計について、その概要を申述べたのであります。次は特別會計について申し上げます。

先ず電気事業費會計についてであります。本事業については既に御承知のとおり昭和二十五年より二十七年に至る三カ年計畫をもつて雨龍川水系鷹泊に堰堤を築き農業水利を圖る傍ら道營の發電事業を行つて本道の電力事情の緩和に資せんとする址のであります。前年度におきましては八月下旬總工事費一億一千五百五十萬圓をもつて準備工事に着手。假設工事及び假締切工事に主力を注ぎ年度内にこれが完成に努力中であり、本年度においては當初計畫のとおり明年九月末發電開始を目的として工事を進め堰堤工事といたしましては「コンクリート」三萬六千立方米、この工事量の七十パーセントを、又電気工事においてはその九十九パーセントの完成を期し、これに要する經費總額は、三億六千二百二十四萬圓となるのであります。その負擔區分を申し上げますと

國費負擔額

九千萬元

道費負擔額

二億五千八百七十四萬圓

地元負擔額

一千百五十萬圓

相相なつておるのであります。

なお道費負擔額のうち二億四千九百萬圓を起債に財源を求め残余の九百七十四萬圓は普通會計からの繰入金を見込んでおります。

次は模範林費、公有林費會計についてでありますが、前年同様森林經營合理化を圖り特に國土綠化に沿ひ積極的に造林を行うと共に森林土木施設につきましては、利用の集約化と未利用林分の開發につとめる事とし、模範林費において一億五千八百七十五萬圓、公有林費において四億二千三百六十七萬圓を夫々計上いたしました。

又地方競馬費會計におきましては小樽外五ヶ所で延八十一日間開催する計畫でありまして、その運営については、從來の方法に檢討を加え充分經費の節約を圖ると共に控除率を從來の百分の三十五パーセント引下げることにいたしました外、抽せん馬制度、女流騎士のレースの實施等新企畫により収入の増加を期待し、この經費一億七千二百十四萬圓を計上し、道營自轉車競技費會計については昨年諸般の事情から途中において中止のやむなきに至りましたが、施設の整備をなすことにより繼續實施が可能となりましたので前年同様札幌月賽において六回延四十八日間の實施を計畫しこの經費二億四千二百七十六萬圓を計上いたしました。

次に醫科大學費會計におきましては大學費八千七十九萬圓、附屬病院費一億二千三百六十七萬圓、厚生科費七百八十萬圓、諸支出金二百九十五萬圓、合計二億一千五百二十三萬圓を計上いたしましたのであります。この中昭和二十五年年度建築にかかる大學校舎の附帯工事費及び設備費一千七百萬圓並びに甲種看護婦養生所模様替工事費及び設備費七百五十萬圓を除きまして他はすべて經常費に屬する人件費並びに維持經營費であります。なお歳入につきましては、普通會計から一億一千六百八十七萬圓の繰入れを行うこととしたのであります。

次に病院費會計につきましては獨立採算の見地から慎重検討を遂げたの

であります。諸般の事項によりましてなおその域に達しませんでしたので歳出總額一億一千七十一萬圓に對し一千百三十五萬圓を普通會計から繰入れたのであります。

以上の外

農産物検査費 一千二百六十九萬圓  
水産物検査費 七千八百二十二萬圓  
林産物検査費 一億二千二百九十萬圓  
酪農検査費 一千二百三十萬圓  
を夫々計上いたしました。適正且つ公平な検査を行ひ以つて品質の改善向上に努めることといたします。共計

恩給基金

五千百萬圓

學校職員恩給金

八千六百六十九萬圓

轉貸資金

七百二十一萬圓

民有未墾地開發費

百七十、八萬圓

を計上いたしました次第であります。

次に北海道職員定數條例の一部を改正する條例について御説明申し上げます。先ず知事の事務部局及び大學の職員において吏員十七名を減じ校長及び教員十七名を増員いたしましたのは札幌醫科大學において第二年次を迎へたのに伴ひ基礎及び臨床醫學各講座の増設を要し、このため教員十七名を必要といたしますのでこれを吏員との間において差繰りしようとするものであります。次に學校教職員の増員については、さきに若干ふれたところであります。小學校において四百六十八名、盲ろう學校において五名をそれぞれ増員いたしましたのは全く兒童の自然増によるものであり、また高等學校においては學級の自然増に伴ひ百三十八名を綜合制の擴充により三十一名を、道立移管に伴ひ百三十一名合せて三百名の増員を見込みますと共に定時制高等學校においては、學級の自然増に伴ひ三百十六名をまた擴充により八十三名を道立移管に伴ひ三十七名、合計四百三十六名増員することとした次第であります。

以上は豫算案その他についてその概要を申述べたのでありますが、なお詳細につきましては御質問に應じ私又は參與員から御答辯申上げたいと存じます。

何卒附帶議案と共によろしく御審議の上適當なる御議決あらんことを切望いたします。

## 特別委員會

### ▲考查特別委員會

○二月五日午前十一時五十分第一議員室で開議、三宅國警福岡縣本部警務課長よりの回答を報告、渡邊證人提示の書簡を中心に黒坂、海野證人よりそれ／＼證言を聴取し、午後一時十分休憩、午後三時七分再開、海野證人より更に證言を聴してのち、午後五時二十三分再び休憩、午後五時五十分再開、内山觀月氏を證人として喚問することを決し、林委員提出の雑誌「情緒」を證據として採用することを否決、午後六時二分散會。

○二月六日午前十一時四十五分第一議員室で開議、内山證人の出頭を求め證言を聴取して午後二時五十六分散會。

○二月七日午前十一時四十五分第一議員室で開議、海人草問題を中心に討議に入り、森川、林兩委員より、それぞれ意見の開陳あつて午後三時十九分散會。

○二月八日午後一時五十分第一議員室で開議、前日に引續き海人草問題に對する一般討論を行つたが、委員會の權限及び認定の法理論的根據をめぐつて森川、西村、林各委員の間に論議が行われ、午後二時三十五分休憩、午後二時五十五分再開、西村、林、後藤、高橋(雄)各委員より意見の開陳があつて午後四時七分散會。

○二月九日午前十一時二十二分第一議員室で開議、引續き海人草問題につき、横山、佐々木(利)兩委員より意見の開陳あり、午前十一時三十二分休

憩、午前十一時四十三分再開、委員會の運営について協議し、海人草問題に對する意見開陳は一應現段階を以つて中止し、自轉車登録番號標問題につき討論に入ることを決し、林、森川兩委員を中心に、運営についての法則特に證據の定義についての發言あつて後、記録整理のため二月十一日まで休會することに決して午後一時四十三分散會。

○二月十二日午後零時三十六分第一議員室で開議、自轉車登録番號標問題について林委員より文福茶屋の會談における四十萬圓問題を中心に意見の開陳がなされ、午後三時四十五分散會。

○二月十三日午前十一時二十五分第一議員室で開議、前日に引續き林委員より、三社協定問題を中心に意見の開陳がなされ午後二時四十二分散會。

○二月十四日午前十一時二十五分第一議員室で開議、前日に引續き林委員より、條例原議訂正問題を中心に意見の開陳がなされ、午後二時三十五分散會。

○二月十五日午前十一時九分第一議員室で開議、前日に引續き林委員より知事に關する問題を中心に意見の開陳がなされ、午後二時三十分散會。

○二月十六日午前十一時十八分第一議員室で開議、前日に引續き林委員より、知事側近者の不正に對する問題及び綜合意見の開陳がなされ、午後二時十七分散會。

○二月十七日午前十一時二十分第一議員室で開議、森川委員より、委員會運営についての意見があり、次いで自轉車登録番號標問題全般についての意見を開陳、午後二時五分休憩、午後二時十分再開、田中(嚴)委員より、同問題に對する林委員の意見を支持する旨の發言あつて、委員會としては現段階を最も重要と考へるので、更に充分な檢討を加えたいと申し合せ午後二時四十五分散會。

○二月十九日午前十一時四十三分第一議員室で開議、前回に引續き自轉車登録番號標問題について、高橋(雄)三澤兩委員より、意見の開陳がなされ午前十一時五十七分休憩、午後零時三分再開、林、三澤兩委員の間に基本的取扱についての論議がなされ、午後零時十七分再び休憩、午後一時三十

七分再開、佐々木(利)立原兩委員から、それ〴〵本問題に對する意見の開陳があつて、午後二時十一分散會。

〇二月二十日午前十一時五十分第一議員室で開議、林委員より、西村委員に對し發言の一部の取消、森川委員に對し、十項目に渉る事項を提示、その釋明を要求、西村委員はこれを拒否、午後零時二十分休憩、午後零時五十分再開、西村委員より趣旨の辯明あつて諒承、午後零時五十六分再び休憩、午後二時二十分再開、西村委員から自轉車番號登錄問題全般に對する意見開陳がなされ、午後三時三十六分散會。

〇二月二十一日午前十一時五十分第一議員室で開議、森川委員より、林委員の提示せる事項について前回の意見に附言しての發言訂正及び釋明あり兩委員の間に論議がなされたが、午後零時十五分休憩、午後一時二十分再開、林、西村、森川各委員の間に調査意見を中心として討論があつて、午後二時十四分散會。

〇二月二十二日午後三時五分第一議員室で開議、西村委員及び林委員からつぎのような動議の提出があり採決の結果西村委員提出の動議は否決され少數意見を保留し林委員提出の動議が可決され、この結果委員會としてはこれを基本に委員長報告を作成するため平田、本多、森川、林及び立原の各委員を小委員にあげ起草するに決し、終つて宮津委員から審査委員會に關する讀賣新聞記事に關する委員長の見解を求め、午後三時十五分一旦休憩三時四十七分再開の後、委員長に善處方一任し、午後三時四十八分散會。

## 動議

本委員會に調査を付託された海人草及び自轉車登録番號標に關する事件につき調査の結果左の通り調査事實を認定し調査意見を附し報告する。

### 一、調査事實の認定

#### 1 海人草事件

本件を各證言證據に基き調査をしたが、これは單なる經濟行爲であり、

經濟人としての立場から海人草を道に賣却したもので此の間政治的壓力を加え、又は威嚇を試み、又威壓に屈服して行政事務を紊亂したとの事實は認められない。又利益金の處分に就いては目下法廷に於て係争中のものであるので取上ぐるべきではないと認める。

#### 2 自轉車登録番號標事件

本件は行政事務とは關係のない單なる商行爲の問題で政治的にも、理論的にも何等不正行爲は認められない。即ち

(1) 自轉車登録條例は其の擔當課に依つて起案原議となつたものである事は各證言證據に依つて明らかであり、原議完成迄の變遷に就いて見るならば特殊の業者に乗せられない爲の配慮の跡さえ明瞭であり、疑問の余地はない。

(2) 三社協定問題に就いては、右近證人より端を發し、荒證人は友人としての立場に於て其の都度引き出されて單なる協定の斡旋をなしたるもので、其の行動範圍に於て何等の不正は認められない。

本間證人は經濟人として協定に参加したるに過ぎず、其の内容は單なる商業上の協定であり、藤田興業駐在員としての境證人の行爲と共に經濟人としての範圍を超えたものとは認められない。

(3) 金錢上の問題に對しては金錢の授受はなく、其の他派生的事件と共に直接間接的證據が稀薄であり不正事實があつたとは認め難い。

以上に依り本件は、むしろ商行爲の破綻が人間的感情の爆發となり疑うべき條件と惡意の推測に依つて構成されたる想像に過ぎない事が明確である

### 二、調査意見

海人草及び自轉車登録番號標の兩事件を通じ一般社會に與えた影響は頗る重大であり、判定に特段の慎重を期したのであるが以上の認定より數多くの證言中には若干の矛盾點を認めるが、其の何れも地方自治法に基いて告發すべき程のものでないと認定する。ただ保健體育課伊藤主事に就いては公私の明別を欠きたるものと認めるが將來を考えて溫情ある適當なる處分がなさるべきであると認定する。

尙此の際各關係者に對し、一般道民の疑惑を招くが如きことのないよう網紀肅正に關し警告を發すべきであると認めらる。右の通り議會に報告すべき旨の動議を提出する。

昭和二十六年二月二十二日

提出者 考查特別委員 西村 武夫  
賛成者 “ 森川 清  
“ 三澤 正男  
考查特別委員長 平 田 助 市 殿

## 動議

本委員會に調査を付託された海人草及び自轉車登録番號標に關する事件につき調査の結果左の通り調査事實を認定し調査意見を附し報告する。

### 一、調査事實の認定

#### 1 海人草事件

本件は海人草の道に對する賣込みに關し、全道學童の驅虫對策という名目のもとに全體の奉仕者たる道會議員がその職權を濫用して道の事務に對して政治的壓力を加え、關係部課職員の積極的購入の意思なき該藥品を然も必要量以上に購入せしめたところの瀆職の容疑を含む汚職事件であると認定する。

#### 2 自轉車登録番號標事件

本件は自轉車登録條例の制定。メーカーの指定等に影響を與え、互利を収める事を目的として全道民の利益に奉仕すべき道會議員が此の間に介在しその職權を濫用して文福茶屋に於ける四十萬圓の運動資金要求の事實を始めとして、旭川に於ける右近、荒兩證人の五〇〇萬圓による利權賣買斡旋の問題から札幌、小樽等に於ける三社協定に移行し遂には知事室に於ける原議訂正の共同謀議にまで發展して重大なる行政事務干渉を行ない特定少數者の不當なる利益に奉仕せんとした事は、公務員としての分限を逸脱したものであり、また知事はナンバープレートに關し、當

初から利權問題に發展する危険性を多分に感じて居たといひながら、その利權防止について何等の措置を講じなかつたばかりでなく、その利權問題の關係者から直接具體的事實を指摘して二回にわたり善處方を求められたにも拘らず、何等の調査もなさず、その防止措置も講じなかつた事は道民の首長たる知事として職責を果したものと認め難く、またその證言に當つても眞實を述べたものと認め難い。更に知事側近者一部の本人に關する動きは不明朗極まるものであつて、職務權限外の事務にまで關連し甚だしきに至つては「ときわ」會談に於けるが如く不當なる利益を供與する事を條件として三〇〇萬圓の運動資金要求の事實にまで發展して居ると目される事は瀆職の容疑をも含むものであり、本件全般を通じて瀆職並に偽證の容疑を含む汚職事件であると認定する。

### 二、調査意見

#### 1 海人草事件

(1) 西田藥務課長は本件に關する證言に當つて外部の勢力等に右顧、左盼する事なく自己の體驗したる眞實を述べて本委員會の調査に寄與しまた本件に關する關係課長としての執務態度に於ても毅然として不當なる陳情を斥け、その被害を最少限度に喰い止めた事は公務員として賞讃さるべきである。

(2) 渡部證人については悪意が認められないので不問にする。

(3) 松島、伊藤兩證人については、その證言に當つて眞實を述べたものとは認め難いが、積極的悪意が認められないので之を深くとがめないが、適當なる處分がなされるべきである。

(4) 本間證人については公務員その職權を濫用して不當なる行政事務干渉を行ない、その結果の利益を自己の屬する會社に歸せしめんとしたものであるからその行爲は瀆職の容疑があり告發すべきものであると認定する。

#### 2 自轉車登録番號標事件

(1) 坂東議長はその證言に當つて、政治的情實等にとらわれず自己の體

驗したる眞實を述べまた本件の利權の風説を聞いた場合も速やかに適當なる措置を講じて道民の利益を守つた行爲に公務員として賞讃さるべきである。

(四) 田村法規課次長はその證言に當つて良心に従つて何事をもかくさず何事をもつけ加えず、自己の體験したる眞實を述べ本委員會の眞相究明に寄與した事は賞讃すべきものである。

(五) 内山證人は個人的情實等を斷ち切つて、積極的に證人となりその證言に當つても良心に誓つて眞實を述べ、本委員會の調査に寄與したるのみならず道政の明朗化に貢献せんとする心情は道民の一人として賞讃に價するものと認定する。

(六) 田中信夫道議は本件に全く關係なきものと認定する。

(七) 井川道議、伊賀道、森岡、渡部、右近、松波、淺井、内田、大野、小林、高橋、村山、森等の十三證人は本件に關係はあるが、何等惡意が認められないので不問にする事を適當と認定する。

(八) 大槻證人は偽證の事實明白であるが宣誓をして居らないのでこれを不問にする。

(九) 田中知事、境、宮島、平野、海野、安田、赤沼、鯨岡、黒坂等の九證人については宣誓をしたる證人でありながら、その證言に當つて故意に眞實ならざる證言をなしたものと認められるので、偽證の容疑にて告發する事を適當と認定する。

(十) 荒道議、本間武三道議、齋藤正志道議、草壁秘書次長については公務員その職權を濫用して不當なる行政事務干渉を行ない、正しからざる行爲が認められ、またその證言に當つては宣誓をしたる證人でありながら故意に眞實ならざる陳述をなしたものと認められるので、瀆職並に偽證の容疑に依り告發する事を適當と認定する。

右の通り議會に報告すべき旨の動議を提出する。

昭和二十六年二月二十二日

提出者 考査特別委員 林 謙 二

贊成者	田中 巖
〃	高橋 雄之助
〃	佐々木 利雄
〃	立原 耕平
〃	本多 吉江
〃	乾 雄次郎
〃	宮津 恂太郎
考査特別委員長	平田 助市 殿

### 常任委員會

#### ▲總務委員會

○二月八日午後二時三十五分議長室で開議、函館中部高等學校長より同學校の早急改築方について、東瀨棚村長より、北檜山高高等學校の道立移管實現方についてそれぞれ陳情を聴取、次で田中(信)、横山、太田、後藤の各委員より、學校及び支廳の増改築等の現地視察狀況について報告があり、午後三時四十分散會。

○二月二十一日午後一時十五分第五議員室で開議、野口副知事より二十六年當初豫算の編成概要について、財政課長より、道費歳入及び歳出豫算の各部局所管(議會事務局、監査事務局、出納局、總務部、教育委員會、民生部、衛生部、労働部、建築部、公安委員會、林務部、水産部、開拓部關係についてそれぞれ説明を聴取、これに對する質疑應答があつて午後三時五十分散會。

○二月二十二日午前十一時二十五分第五議員室で開議、財政課長より、歳出豫算各部所管(商工部、經濟部、土木部、農地部關係)及び特別會計豫算について稅務課長より、昭和二十六年道稅收入豫算について、更らに財政課長より、起債關係(三五二回、三五三回、三五四回)一時借入金の

件、特別會計の名稱變更及び廢止の件、北海道職員定數條例の一部を改正及び北海道稅條例の一部を改正する條例設定の件、連合國軍要員物資配給代行機關、學校給食用物資配給機關、授產事業、共同作業所、社團法人北海道信用保證協會等に對する資金貸付の件、北海道公安委員の再任につき同意見を求めるとの件、北海道魚介類取締、北海道圖書館、北海道圖書館協議會及び北海道圖書館協議會の委員の費用辨償條例設定の件、北海道立療

養所、保健所設置、北海道立農業協同組合講習所及び北海道立工業試驗場條例の一部を改正する條例設定の件、北海道建築基準法施行及び北海道水菓子販賣取締條例設定の件、玩具用普通火工品取締條例の一部を改正する條例設定の件、財産取得に關する件、損害賠償請求訴訟に對する應訴等に關する件、二十五年年度道費追加更正豫算等について説明、これ等に對する質疑應答があつて午後三時三十分散會。

## 會 合

### ▲議會總合開發審議會總會

○二月五日、六日にわたり、道議會議事堂において開會、野口副知事より、北海道開發五カ年計畫第一次試案について説明、四十榮道議より、北海道議會總合開發審議會常任委員會の審査經過について、齋藤(藤)道議より、中央における北海道開發審議會の状況について、それぞれ報告があり、第一次試案について協議の結果、この知事案に對する道議會審議會の補正、修正については、これを常任委員に一任することに決して閉會した。

### ▲議會總合開發審議會常任委員會

○二月七日午後一時議長室で開議、道總合開發五ヶ年計畫の第一次試案の補正、修正點等について意見を交換午後四時三十分散會。

○二月十三日午後一時議長室で開議、道總合開發委員會より、議會開發審議會の補正、修正意見

見を挿入したる道總合開發五ヶ年計畫第一次試案の提出があつたので、これを検討の上了承、今後の實施に當つては、必ずこの線に沿ひこれが實現に努力することに決定して午後二時散會

### ▲全國議長會幹事・地方行政調査會役員合同會議

○二月一日、二日の兩日にわたり東京都議會に各幹事縣が出席、次の事項につき協議を行つた協議事項

- 一、地方行政調査委員會議の「行政事務再配分に關する勸告」について
- 一、渡米調査研究者の選定について
- 一、「地方自治法改正意見」について

### ▲八大都道府縣議長會議

○二月五日博多市において、八大都道府縣議長會議が開催され、東京、北海道、神奈川、愛知、京都、大阪、兵庫、福岡の各議長が出席、次の議案について審議を行つた。

議案 件 名  
第一號議案 災害復舊費全額國庫負擔制度の存

續について

- 第二號議案 中小企業金融對策の確立について
- 第三號議案 地方財政平衡交付金法第三條の嚴正なる履行について
- 第四號議案 青果物の運賃低減について
- 第五號議案 教育債の枠の擴大について
- 第六號議案 農林水産金融公庫の設置促進について
- 第七號議案 電氣事業の能率且民主的運営について
- 第八號議案 保健所に對する國庫補助金の増額について
- 第九號議案 行政事務再配分による保健所のあり方について
- 第十號議案 上下水道事業の財源措置について
- 第十一號議案 昭和二十六年度の地方財政について
- 第十二號議案 道路損傷に對する改修費全額國庫負擔について
- 第十三號議案 兒童福祉行政關係事業については地方財政平衡交付金制度によらず國庫補助制度に改めることについて

第十四號議案 市町村の非常勤消防團員及び水防團員の立候補禁止規定の改正について

### ▲東北プロツク議會議長會 及び同事務局長會議

○二月十五日、福島縣議會議事堂において開催、北海道、青森、秋田、岩手、宮城、山形、福島（各議長、事務局長）が出席、地方行政事務再配分に關する勸告について、種々検討を行い、全國會議に意見書を提出することに決定した。

## 資 料

### ▲北海道總合開發計畫に對する北海 道議會總合開發審議會の意見纏る

本道の資源を開發し、國民經濟の復興及び人口問題の解決に寄與せしんとする意企のもとに、二十五年六月一日に北海道開發法の公布を見、國はこの目的達成のため、北海道總合開發計畫を樹立し、昭和二十六年度からこれを實施することを目途として、内閣に北海道開發廳及びその諮問機關としての北海道開發審議會が設けられ、知事及び議長はこの審議會の委員となつたのである。

北海道開發法第三條には「關係地方公共團體は、開發計畫に關し、内閣に對して意見を申し出ることができ、」旨の規定が設けられ従つて道は開發廳が立案する本道總合開發計畫或はその

の實施等に關し内閣に對し意見を申し出ることができるとなつたのである。

そこで知事は、總合開發計畫に對する意見及び開發豫算の資料等の作成のため、諮問機關として、北海道總合開發委員會及びその事務局を設け、開發計畫課その他關係部局の補助機關を活用して、活動を開始したのであるが、議會としても議長は、知事と同様中央の開發審議會委員に參劃する關係上、この際知事の開發計畫及び豫算要求資料等に對しても、議會として充分審議を盡し、議會の意見をこれに加味して理事者側と相携えて適正なる總合開發計畫の樹立及びその實現を期すべきであるとされ、道議會に議員全員を以つて構成する開發審議會が設けられることとなり、北海道總合開發に關し、客觀的諸情勢に即應する具體的計畫及び毎年度實施の開發費事業その他總合開發のため必要な事項につき審議することとなつたのである。

しかし、これが運営の方法として十五名の常任委員を選出して、總合開發計畫の基本的問題を検討せしめることとなり、以來このことについて道開發委員會と緊密なる連繫のもとに鋭意具體的事項の検討がなされてきたが、この程知事より北海道總合開發五ヶ年計畫第一次試案の提出があつたので二月五日、六日の兩日にわたり、道議會審議會の總會が開かれ、この試案について慎重な審議がなされた結果、つぎのような知事に提出する意見が決定したのである

本審議會は知事より提出される北海道總合開發第一次計畫案に對する小案作成過程に於ける數次の折衝並びに委員會との合同審議及その後本案を審議會に正式提案になりたる結果の討議研究等に基き左記の通り意見書を送付する。

### 記

戦後日本の國土體系中北海道が極めて重要な地帯として、我國再建の基幹をなすべきものなることは今更言う迄もない。

即ち北海道總合開發は本道の持つ領土的要素と其の資源とを開發し人口の分布と經濟再建の基礎を培わんとするものであつて、戦後國土計畫のポイントをなすものである。而しながら從來中央政局に於ては口に本道の重要性を唱えながら現實の姿を把握せず、其の開發に對する誠意を疑はざるを得ない現實に直面する機會の多きを甚だ遺憾に思う次第である。

従つて今後の總合開發を實施するに當りても先ず第一に之等中央政局の人々に北海道が如何に多くの資源と人口の收容量とも兼備し、人口の調整と國家の再建とに役立つかを認識せしめ所謂即効主義的經濟効率の追及にのみ捉はれず將來への飛躍的發展に對處する意氣と、心構えを持ち得る様啓蒙することに努力せられんことを要望する。

更に内を省みて第一次、第二次拓殖計畫及び戦後の公共事業費の投入が常に分散的であるのみならず、局地主義的單位經濟効果に吸々とし

且又國費を獲得せん目的にのみ捉われ、經濟の綜合價値を無視し、國益を損じたる點尠からざるものあることを痛感し、本道總合開發の目的が國土計畫の一環として如何に國家の再建と民生の安定に役立つかを考慮し、所謂總合開發の本旨を誤たざる様、且つ專様遂行の結果が經濟の總合價値を上昇せしむることに努力しなければならぬ。従つて計畫立案中の道委員會に對しても以上の主旨に基き、再三追補修正を申し入れ極力公平、嚴正なる構想に立脚して立案計畫の完璧を期した次第である。而して其の望むところは第一に、北海道開發の現想的な構想とその目標とを明かにした全體計畫を打立て之を基礎として更に第一次五カ年計畫を慎重な考慮の下に樹立させなければならぬと云うことであつた。

而しながら之が中央政府への提出日時關係上、斯る體系を備うることが極めて困難なることが諒承せられ、止むなく第一次五カ年計畫草案の急速完成に同意したのである。因つて本審議會第一次五カ年計畫の基礎理論として左記の方針を決定し之に着手するに至つた。

(一) 日本再建の一環として最も強力に行わべきであること。

(二) 本道の國民の快的な居住地とし、且資本役入に當り極めて有利なる立地條件を形成せしむること。

(三) 前項目的達成のため國に對し財政的にも行

行政的にも積極的施策をなさしむること。

(四) 其の效果は即効主義にのみとられず尙將來の生活力の増強と人口の收容力とを目的とする投資的考慮をも加味する様合理化すること。

(五) 從來の拓地殖民主義の開發は之を各種資源の開發に重點を置く様改むること。

(六) 從來の原料生産地的性格を脱却して工業的高度生産地たらしむること。

(七) 寒冷地としての特典性と基く社會保障制度の特別法及工業生産の地域的コスト高に對する時間的補助制度等確立の立法措置を考慮すること。

以上の様な基本構想に基き着々當審議會に於ても、各部門に亘り調査を進めたのであるが、昨年十二月二十六日に至り知事の諮問機關たる北海道總合開發委員會より總合開發計畫第一次試案なるものが回送されて來た。茲に於て初て審査を開始し、併せて當審議會に於て從來慎重に研研調査した腹案を對象として嚴重なる批判的審議に入つたのである。先ず一月五日本年最初の常任委員會を開催したのであるが、道委員會試案には幾多の疑義、又は不明瞭の點があつたので、之對する補足説明資料並に參考資料の提出を求め、同時に詳細なる説明を要求し一月十六、十七日の兩日に亘り之が説明を聴取すると同時に各委員より夫々審議過程に於て討議せられたる要望並に意見が述べられたのである第一

次計畫の原案の作製が豫定より非常に遅延したことについては勿論、計畫自體が非常に廣汎であり、且又極めて慎重を要するものであるだけに、萬已むを得ざる實情であつたとは思はれるが、一つは知事諮問機關たる委員の設置が當初遅々として進まなかつたことにも原因があるものと認めらる。その原案に對して一月二十八日道總合開發委員會と當常任委員會との合同打合會を開催し引續いて三十日再び小委員會と打合會を開き豫め當委員會としての當日までの取纏めた修正意見の申入れをしたのであるが、概要次の通り、先ず基本理念については曩に記述したから茲には省略するが序論に於て

(一) 基本的重點施策が原案によると三點に要約されて居るが恒久的本道産業の命脈は地下資源の調査發掘に指向さるべきであり、更に本道の立地條件よりして水産に關する増産計畫の整備擴充も當然取り上げられなければならない。この爲には三大重點計畫に次の二無を附加し、之を五大重點計畫とすべきである。

(二) 地下資源の調査開發

其の他水産事業の整備擴充更に之等に附帶すべき問題としては、本道經濟の様相によりして、森林育成と河水流制加えて總合開發と必須の資金問題等が當然クローズアップさるべきであるとの主張が強力に行はれた生産施設計畫の農業部門に對する委員會試案については、措置さるべき點、多々あるが、特に

農村工業を農村の經營單位の範疇としていない點は全くの外れであり、諸外國の例はもとよりデンマーク農業等に於ける農業立國の基礎條件を勘案し同時に農村文化の育成と生活の向上を圖り、農村子弟並に新入柱者の定住精神を涵養し、以つて初期の目的を達すべき施策と之が助成とも行ふべきである。

其の他審議會としての論點を列記すれば、左の五項に要約される。

一、開發計畫に伴う造田計畫に對する補助對策がない。

二、優良品種生産配布計畫がない。

三、牛以外の家畜の増殖計畫がない。

四、農産物の消流施設計畫がない。

五、健苗育成施設の補助がない。

次で水産部門については、試案總體の印象よりして、具體性を缺くのみならず、海域制限に伴う生産確保の積桂的指導の欠如を見逃すことが出来ない。

即ち人口密度の増加、氣候風土の變化に伴う魚族の回遊及び棲息事情の變化に即應せる漁撈手段の改善等は生産増強に不可欠の要件であることを考慮せねばならぬと思ふのである。因つて之等の問題點を要約列記すると左の點が擧げられる。

一、漁撈手段の改善即ち漁船漁具等の整備改善増設並に之に對する助成

二、漁船改造に伴い未開發魚田として更らにか

ムチャツカ根、襟裳碓大島近海漁田等その他の魚田も取上げなければならぬ。

三、漁港計畫は現在の必要度に拘泥することなく、將來性に着目し主要漁港の築設を考慮すべきである。

四、漁獲物高度利用のための冷凍人工乾燥施設等經濟價値を上昇せしむべき計畫も必要である。

次で電力部門については、計畫其のものは稍了承し得ると雖も、之が實施に當つては當面の責任者たる電氣事業者に其の經濟負擔力がありや否やに疑問を持たざるを得ない。

勿論實施上必要な資金は長期融資等により之を行なはしむるの考へなることは推察し得るも三百億の膨大なる投資は例え低利且つ長期の資金融資によると雖も容易ならざる處である。假に若し之が實施せらるゝと雖も、現在の開發コストを以つてする場合は之が必要者に還元さるゝ負擔は當然加重せられ、地域的料金差は更に擴大し、産業の發展を阻害するの結果を招來することは明である。従つて本道の如き電力事情の極めて困難な地帯にして、而も綜合開發上欠くべからざる電源開發をなすに當つては、唯に電氣事業者の責任にのみ負荷せず努めて之に國費を導入し速かなる開發を推進せねばならない

殊に本道の如き寒冷地帯にして冬期湖水の結果出力の低下する地帯にあつては、從來の自流水發電を改めダム式發電の方式に切換えなければならぬ。

ばならない。

従つて之が利用の合理化のため、國は水利灌漑災害防除等の河水統制と併行し之に國費を注入し、綜合開發の基本的施設に積極的努力を行ふべきである。

茲に於て、始めて電源の開發を可能にし、且つ開發せられたる電力の利用價値を高め本道の綜合開發をも可能ならしむるものである。

更に之が實施に當つては、火力發電は工事中のものは別としても、新設計畫は僅かに一萬五千KWとなつて居り、之は自家發電の一般供給量の一五%に過ぎなく、經濟推移の上より低品位炭の處理は極めて喫緊の問題であり、之等に併せて本計畫は更に飛躍すべきである。

更に既設の發電所に見ると、炭價及賣電價格の調整に依り、成果を收め得る箇所も考慮さるべきで、其の爲には次の點を指摘したい。

(一) 水力電氣完成の要長期なるに鑑み、その間火力發電所の擴充強化を圖ること。

尙稚内、釧路、留萌、炭田等に於ける火力發電出力を二萬KW以上増強するよう計畫すべきである。

(二) 電源開發に當りては將來のコスト高及料金の地域差生ぜざる様國費の注入を主體とする事に努力すること。

次で工業部門に就ては將來の自然的自由勃興に期待するに留まり、本質的なる過去の分析に基く對策が何等考慮されていない點は強く指摘さ

れる。

想うに本道の綜合開發の必要性は我國八千貳百萬余の人口を如何に分布し、其の民生の安定を期するかにあるのであつて、其の收容力如何はかゝつて、鑛工業の發展に俟たねばならぬと思考される。従つて本道の綜合開發の出發に於て本問題を等閑視するならば八十年の植民地經濟の歴史を再び繰返す事となるのである。

従つて本道の綜合開發は工業を紐帶とする産業の立體化によつて、始めて生命を吹き込まれる事を嚴に考慮しなければならぬ。

更に二次的産業の所産として都市に於ける産業豫備軍の解決も、近代産業國家の重要部門と考ふるべきである。これが爲には立法措置による政府資金の投入民間資本の導入開發金庫の活用等に對する諸方策が取り上げなければならぬ。

本計畫によれば既存産業の擴充強化を單に期するに止まつてゐるが、資源開發に併行し、石炭を原料とする第二次、第三次加工を始めとし各種資源の工業化開發上必要な機械器具の生産民生安定に必要な日用資材の生産増強建設資材としてのセメント工業、若しくは泥炭地開發に伴う泥炭の利用化等必然的に考慮さるべきであり、更にこれによる關連性をもつ都市の家庭内工業等も考慮されなければならぬのである。次で交通施設に就ては、道路橋梁等の計畫内容が未提出の爲論議の焦點となり得ないが、速か

に之を明示すべきであり、更に次の二點があげられる。

(一) 重要幹線地方費道路を國費支辨に昇格すること。

(二) 鐵道の五カ年計畫に於ては十一線は不足と認め更に適當線を追加すること。

次で國土保全の河水統制に關しては、石狩、十勝兩水系の依存は經濟効率よりして、當然としても將來性に立脚した他の河川の價値判斷も、徒らに即効主義に囚わるべきではなく、河水統制の第一次計畫の再檢討が必要である。

次で民生部門に於ては住宅問題に就いて檢討するに、五カ年後の姿に於て尙需給の關係は確立されて居らないが、人間生活の不可欠要件である住宅問題は當然百分の建設計畫が必要である。

然るに計畫案の内容を檢討するに人口の増加率に伴う住宅計畫の併行せざるものあるを認めらるゝを以つて、之等は更に慎重檢討の要ありと認む。

尙學校問題に關しては、序文に現われている計畫の構想は人口の分布狀態増高計畫等を考慮するならば、本計畫年度内に於て、旭川、釧路等に大學設置の計畫があるべきで、ことに教員不足の現状に鑑み、學藝大學整備擴充は早急に取り上ぐべき問題である。

次で、開發資金については開發の第一要諦が資金にあることは今更論を俟たない處であるが

之が確立の前提としては、國費、公共事業費、道費、市町村費以外の多額の民間資本を要するのである。

従つて是等民間投資を容易ならしむる爲めに特別な金融方策の樹立を強く國に要請すべきである。

尙その具體的要請としては

1 農林水の基本設備に就いての長期資金の投入

2 鑛工業の新設及設備改善並にコスト引下げの爲めの長期貸出

3 總合開發上必要な關連産業への投資と共に、小、中炭礦等の維持助成資金の貸出  
次で計畫實現のための問題點と、諸方策につきましては各種研究機關の設立が計畫されているが、これは本道の綜合開發を完璧なものとするため、總合開發研究所を設置し、之に凡ゆる部門を包括し、以つて本道の眞の姿を探求し開發の資とすべきである。

従つて本研究設置の爲め相當額の豫算の計上が必要である。

さて北海道開發委員會發足以來極めて短日時の間に試案を纏め上げられたる各位の異常なる御努力に對しては、此の際改めて敬意を表する處である。

當初計畫案の決定を十一月乃至は十二月中に纏めて中央に提出しなければ、二十七年以降の實施案とはなり難いのではないかとの危惧も

強く道議會内に於て論議せられた處であつて、既にその豫定は経過して終つたのである。

然しながら目下國會開會中のことでもあり、中央の開發審議會よりは計畫案の提出につき連日矢の督促を受けている趣であるから、提出された計畫原案については、當審議會としても尙幾多論議の余地もあり、完璧なものと思料出来ないが時期も急迫して居ることでもあり、此の期を逸しては悔を後年に残し、延いては道民の要望に副い得ないことにも相成ることゝ存するので、又本案の内容に就ては相當弾力性を有しているのでもあり、且本委員會に於て指摘した修正意見を追補訂正することにより一應了承した次第である。

要するに本道は、開道以來幾多の變遷を経て第一次、第二次拓殖計畫を行つて來たのであるが終戦後に於ける我國政治經濟社會文化の急激なる變化は當然、本道にも重大なる影響をもたらしたのである。

しかも、我北海道は開道八十年を迎えたと雖も、其の開發せられたところの資源はその包藏せらるゝ寶庫の極めて一部分に過ぎないのであつて、今日我北海道に負荷せられたるものは實に我國民全體の生活の安定を期すべき經濟文化の向上であり、過剩人口問題の解決である。

今や講和會議を自捷の間におき、我國の政治經濟の自立を企圖し、戦後日本の眞の再建期に際會し、北海道綜合開發計畫が立案せられ、計

畫から一步實行の段階に入りつつあることは極めて重要な意義を有するものであることは、改めて茲に述べる迄もない。従つて是等綜合開發計畫の樹立立案に當つては、包藏する資源を徹底的に調査し、立地條件其他と關連せしめた最終理想目標を打ち立て、綜合開發そのもの理想を實現すべきである。

即ち、本案が現況に準據した堅實なる實施計畫的なるものであることは認むるも、本道民の持つ理想の實現に遙かに遠きものがあるが、引續き之等雄揮なる計畫の樹立こそ極めて必要であり、今後道民に課せられた重要な事項であるので、引續き調査研究立案に當らねばならぬと信ずる次第である。

斯かる觀點からしても本案に計畫せられて居る北海道綜合開發研究所設置は必然不可欠の施設であつて、相當思い切つた多額の國費を投じて廣汎なる規模の下に研究調査が進められなければならない。

尙本案第一次計畫に引續き第二次、第三次と成案せられ、之に對する審議も又必要であるが之等は世界の情勢及經濟界の進展が刻一刻變遷し、今日の満足はあながち明日の満足であり得ない場合もあるので、北海道綜合開發計畫に於いても時々情勢の變化に伴い、それに即應して的確なる案の補正を要すべきことは當然豫測せらるゝ處であり、そのことは又日本再建を期する上に不可避のことゝ思料せらるゝのである。

因つて本常任委員會は以上の意見を開陳し、知事及知事の諮問委員會が更に引續き之が目的達成のために研究努力推進せられんことを要望する。

▲北海道議會議員選舉區別新定數調

昨年十月一日現在の本道人口調査結果の公示により、來る四月の地方選舉においては議員定數の更新が行はれるが、道議會の場合定員は現行八十一名にたいし、十二名増員の九十三名に決定した。なお選舉區別定員及び人口數は次のとおり

區別	新定員數	現定員數	増員數	人口數
石狩	四	四	〇	一九八、九三一
渡島	五	五	〇	二四一、九四四
檜山	二	二	〇	九九、四六四
後志	四	四	〇	二〇四、五〇四
空知	一	九	八	五三四、八九八
上川	八	七	一	三六〇、〇二三
留萌	二	二	〇	九五、九九九
宗谷	二	一	一	九五、一八八
網走	六	六	〇	一九五、二三一
釧路	三	二	一	一三〇、五九〇
十勝	二	二	〇	一〇三、四四六
日高	二	二	〇	二四〇、三六一
釧路國	二	二	〇	一〇九、二三六
根室	二	二	〇	六九、七三三
支廳計	五九	五二	七	二、七六九、五四七

選挙別	新定員数	現定員数	増員数	人口数
札幌	七	五	二	三三、八五〇
函館	五	四	一	二二八、九九四
小樽	四	四	〇	一七八、三三〇
旭川	三	二	一	一一三、二三八
室蘭	二	二	〇	一一〇、四四三
帯広	一	一	〇	五一、七九四
北見	一	一	〇	四五、九五二
夕張	二	二	〇	九九、五三〇
岩見沢	一	一	〇	四七、九五二
網走	一	一	〇	三九、二一八
苫小牧	一	一	〇	三九、二二六
留萌	一	一	〇	三二、五一三
釧路	二	一	一	九三、三五七
稚内	一	一	〇	三四、五二九
美唄	二	二	〇	八七、〇九五
市計	三四	二九	五	一、五二六、〇二〇
総計	九三	八一	一二	四、二九五、五六七

### ▲公職選挙法改正法案 をめぐる動き

今次行われる地方選挙を対照として、公職選挙法の不備を補う改正案が、衆議院地方行政委員会で作案され、三月八日衆議院本会議を通過参議院に送付されたが、三月中旬参議院で成立二十日頃施行される豫定である。

なお改正事項の主なるものは次のとおりである。

### 公職選挙法改正事項検討要點

○選挙期日の告示(第三十三條改正)

都道府県知事は三十日前に告示、都道府県の議員は二十日前に告示する。

○投票所の開閉時間(第四十條に但書を附する)

特別の事情のある地域の投票所は、都道府県の選挙管理委員会の承認を得てそれぞれ二時間以内の範囲で繰り下げ繰り上げすることができる。

○公務員の立候補制限(第八十九條改正)

- (1) 非常勤の消防團長、團員
- (2) 非常勤の水防團長、團員
- (3) 非常勤の學校醫(齒科醫を含む)の立候補制限を緩和する。

○同時選挙(第一百九條改正)

都道府県の長、議員教育委員会の委員の選挙を同時に行う場合は、少くとも三十日前に告示する。

都道府県の議員、市町村の議員の選挙を同時に行う場合は、二十日前に告示する。

○自動車、擴張機及び船舶の使用(第四百十一條改正)

都道府県の議員、知事及び教育委員会の委員市長、五大市の議員、市の教育委員には自動車一台、擴張機二揃、船舶一隻に使用制限しこの費用は選挙費用に入れ、これに伴い、選挙費用の枠を擴げる。その他は禁止規定を設ける。

○文書圖畫の頒布(第一百十二條の改正)

通常はがき

都道府県の議員二千枚、五大市の長一萬枚、五大市の議員一千枚、普通市の長一千枚、議員五百枚、五大市の教育委員二千枚(各々有料)

○決戦投票の場合のポスターの數(第四百四十四條改正)

都道府県知事五百枚、五大市の市長三百枚、普通市の市長百枚、町村長二十枚

○選挙當日のポスターの撤去(第四百七十七條改正)

選挙當日、投票所から一町村以内にあるポスターを撤去する規定を削除する。

○公營立會演說會(第六十條改正)

市長の選挙については、任意に條例で開けるようにする。

○選挙公報の發行(第七十二條の改正)

都道府県の議員及び市長の選挙については、條例の定めるところにより選挙公報を發行する。

○公職の候補者の氏名等の掲示(第七十三條改正)

参議院(全國選出)議員、都道府県の議會議員、市町村の議會の議員、市町村長、市の教育委員は投票所の入口をその他見易い所一カ所に掲示する。

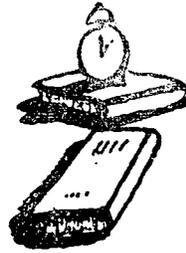
○燃料及び用紙のあつせん及び返還(第七十七條改正)

通常葉書、特殊乗車券、ガソリン其の他燃料若しくは用紙の配給を受けたものは他人に譲渡してはならない。

○選挙に關する届出等の時間

選挙管理委員會、投票管理者、開票管理者、選挙長、選挙分會長に對する届出、請求、申出その他の行爲は、午前八時三十分から午後五時までの間にしなければならぬ。

○今回の選挙告示日は、この改正法にかゝらず昭和二十六年四月三日に告示することとする。



## 新購入圖書紹介

圖書名	著者
小六法	我妻榮
U.S.A 三部	宮澤俊義
法律社會學の諸問題	ドス・パリス
日本の自然環境	戒能通孝
北海道農業寶典	多田文男
回想のルーズベルト(上)	北海道農業教育研究會
五十年の前進 上下	ジョン・ガンサー
	F・ウィリアムス

第二次大戦回顧録 ⑧

人民革命論半史

中共はどう動くか

世界の情勢

神は蹟く

日本經濟の安定と經營の諸問題

新農地法

轉換期の農業經營

建築基準法關係法令集

田中か黒澤か

研究白書

通産統計月報

北海道の經濟

地方選挙の手引

地方選挙法規解説

ウイストン・チャーチル

小山弘健

河内卯一郎

毎日新聞社

アンドレ・ジイド他著

日本經營學會

木村靖二

矢島武

建設省住宅局

松尾三良

工業技術廳

通商産業大臣官房調査統計部

蝦名賢造

北海道選挙管理委員會事務局

菊井三郎

昭和二十六年三月二十日發行

北海道議會時報 第三卷 第三號

編集 北海道議會事務局調査課

發行 北海道議會事務局

電話②一、八二〇番